

広島県告示第八百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業所	指定年月日
<p>名称 医療法人西裕会</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市西区南観音七丁目三番一八号</p> <p>名称 デイサービス施設ヘルシーヴィレッジ観音</p> <p>所在地 広島市西区南観音七丁目三番一八号</p> <p>平成一九年七月一日</p>	<p>名称 介護予防センターえがお</p> <p>所在地 広島市東区戸坂大上一丁目二一五</p> <p>平成一九年七月一日</p>	<p>名称 社会福祉法人福富会</p> <p>主たる事務所の所在地 東広島市福富町久芳三四一六番地</p> <p>介護予防神郷の家</p> <p>所在地 東広島市福富町久芳三四一六番地</p> <p>平成一九年七月一日</p>